

相続対策してますか？

2026年9月22日

目次

はじめに 書いておこうと思ったきっかけ	1
第1章 基礎知識編	2
1.相続とは／2.亡くなった人の財産を引き継ぐ人（法定相続人）／3.税金と控除／4.なんで対策しないといけないの？／5.対策とは税金だけではない、気持ちである	
第2章 子どもがいないとちょっと事情が変わります	3
子のいない夫婦の法定相続分／遺言で配偶者に全部残す／遺留分	
第3章 手続きするのは様々な事柄に詳しく調べものや事務作業が得意なあなたではない	4
1.対面の金融機関との取引を作っておく／2.やりかたを記しておく	
第4章 簡単にできる具体的な税金対策の方法	5
1.贈与（暦年贈与、相続時精算課税制度）／2.保険を活用する／3.その他	
最後に	7

はじめに 書いておこうと思ったきっかけ

どうやっても絶対に相続税かかるくらい資産のある株クラが、普段インターネットのみなさんが馬鹿にしているような金融機関の人間でさえ全員知っているような、ごくごく基本的な相続対策すら知らず、「有益情報です！」みたいな感じでツイッターに投稿していたのを見て。「え…もしかして、みんなその程度の知識しかない…？」と思ったので。

この記事は「株で一財産築いて相続税がかかる人」と「子どもがいらない人」に向けて書いています。

第1章 基礎知識編

1. 相続とは

人間が一人亡くなった時に発生する、被相続人（亡くなった人）の名義を相続人に引き継ぐ手続きのこと。よくある勘違いは「うちは相続ないから」という人。税金がかかる・かからないにかかわらず、相続は必ず発生するもの。相続税の基礎控除の範囲に収まる金額でも各種の相続手続きはしなければならない。人がひとり亡くなると大変なんですよ。

2. 亡くなった人の財産を引き継ぐ人（法定相続人）

法律で定められた被相続人の財産を相続する親族のこと。法定相続人には順位が定められていますが、配偶者は順位に関係なく必ず相続人になります。それ以外は順番に子、親、兄弟姉妹となっています。子がいると親以下の順位の親族には相続権は発生しません。子どもがいないとややこしいことになります。これは後述します。

3. 税金と控除

相続税には基礎控除があります。他の所得の基礎控除とcaと同じですね。**3000万円＋（法定相続人の人数×600万円）**です。一般にはこれを超えると税金がかかります。

これに加えて配偶者には特別サービスがあります。**1億6000万円か法定相続分のどちらか多い方まで税金はかかりません**。ただし基礎控除を超えてこの配偶者の税額軽減（通称「配偶者控除」）を利用する場合は、相続税の申告が必要です。相続発生時から**10ヶ月以内**に手続きを完了させる必要があります。

4. なんで対策しないといけないの？

一般的には税負担の軽減と残された家族が揉めないようにするためです。ようは残された家族が困らないようにする、家族への想いやりですね。金額の多い少ないは関係ありません。むしろ金額が少ないほうが揉めることは多いと言われてたりします。「うちは残すような財産はないし子どもたちは仲がいいから揉めたりしないよ」は死亡フラグ。まあ本人はもう死んでるんですけどね。

5. 対策とは税金だけではない、気持ちである

なので、しっかりと「対策」しておく必要があります。例えば分割できないけど資産の大部分を占める自宅は跡継ぎの長男に譲るけど、外に出た長女には自宅よりは金額は少なくなるけど維持管理の費用もかからずすぐ現金になる生命保険の受取人に指定しておくとか。そうなるのが最初からわかっていたら長女が家を建てる時に住宅資金贈与しておくとか。そういうやつ。金額の差はあってもみんなが納得できるようにするのが相続対策。

第2章 子どもがいないとちょっと事情が変わります

子のいない夫婦の法定相続分

先ほど「子どもがいないと相続が面倒」と書きましたが、子のいない既婚者が亡くなった場合で、親が生きていると「配偶者2/3、両親1/3」、親がすでに他界していると「配偶者3/4、兄弟姉妹1/4」の相続割合となります。親もしくは兄弟姉妹がいる限り自分の財産が配偶者に全部渡らないんですよ。子がいれば配偶者1/2、子ども1/2で止まります。

表1 法定相続分の早見表（本文の内容を整理）

相続人の組み合わせ	配偶者	ほかの相続人
配偶者と子	1/2	子 1/2
配偶者と親（子がいない場合）	2/3	親 1/3
配偶者と兄弟姉妹（子がおらず、親もすでに他界している場合）	3/4	兄弟姉妹 1/4

遺言で配偶者に全部残す

子がなくて配偶者に遺産を全部残したい私みたいな属性からすると、相続対策とはつまり「配偶者に資産がすべて渡るようにする」ことになります。法定で遺産を受け取る権利を持った親族がいる中で、配偶者に遺産をすべて残すには法定相続割合よりも強力な方法を使う必要があります。そうです、みなさんご存知の「遺言」ですね。

遺言には自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の3種類があります。ほとんどの遺言は公正証書なんだと思いますが、お金がまあまあかかるのと作り直しが面倒です。一番楽な自筆証書遺言はこれまで家庭裁判所の検認が必要でしたが、少し前に相続時検認不要になる、事前に法務局で預かっておいてくれるサービスが始まりました。私はこれを利用するつもりです。それで遺言で「妻に全部渡す」と書いておくわけですね。やったぜ！

遺留分

ただ親以上の順位の相続人には遺留分という「絶対にこれだけは遺産を受け取れる」という権利があります。法定相続分の半分です。兄弟姉妹以下の相続人には遺留分はありません。普通の人は知らないだろうし、親が子の相続時に遺留分侵害額請求するとは思えないのでまあ問題はないのかなと思いますが制度としてあるものはあります。

第3章 手続きするのは様々な事柄に詳しく調べものや事務作業が得意なあなたではない

次は違う面からの対策「残された家族が困らないようにする思いやり」の部分です。これは自分が結婚してから強く感じています。

資産運用、銀行口座の使い方、決済、保険など自分なりに効率よく使えてるつもりですが、ほとんどがインターネット経由のサービスなので通帳とか証券という目に見える契約している証がないんですね。手紙など郵送物もほぼ届かない。妻はたぶん私がどこの会社と付き合ってるか知りません。

そして聞く限りだとインターネットの関係は「現時点」では死ぬほど相続手続きが面倒なようです。まあコストカットして廉価なサービス提供してるんだからなんら不自然ではないですよ。普通に考えてコールセンターとやり取りしてあとは送られてきた書類読んで対応する形になるんだと思いますが、それを付き合いのある会社全部とやります。妻が。

自分というか、我々の主な資産である株式の相続時の評価額の算定方法知ってますか？亡くなった日か、亡くなった月の平均額か、前の月の平均額か、その前の月の平均額の4つのうち一番低い額です。税金が絡むのでミスは許されません。あなたは数字の取り扱いに強いしそういう作業も苦ではないでしょう。でもやるのはあなたではありません。妻がやります。

1. 対面の金融機関との取引を作っておく

だんだんとネット証券／銀行でも相続が増えてきて「こんなに面倒だった！」というのが問題になってくるでしょうから、自分の番が来る頃には改善していることを期待しますが、今は晩年が近づいてきたら対面証券／対面銀行、保険もそこを代理店とするものに移管するのを考えています。困ったときに連絡できる担当者を作っておくのは大事なと思っています。

2. やりかたを記しておく

相続手続き、銀行・証券大手7社が一括対応 隠れ口座も照会可能に

日本経済新聞 <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUB015BU0R00C26A4000000/>

一か所に相続を申し出れば実際の手続き完了前段階までは全社自動で連動するようになりますね。とてもありがたいことです。これが全金融機関で進めばいいですね。そうしたら付き合いのある金融機関を書いて、保有内容書いて、手続き書いて…ってこれエンディングノートですね。やっておけばだいぶ楽になりそう。

第4章 簡単にできる具体的な税金対策の方法

1. 贈与（暦年贈与、相続時精算課税制度）

これも対策としてはポピュラーな方法です。いわゆるみなさんがよく言う「贈与」とは暦年贈与のことを指します。一年間に一人あたり110万円までは税金がかからないで贈与できるっていうやつですね。少し前に法改正があってこれまでは亡くなる直近3年間にした贈与分は相続財産に組み戻すというルールだったのが7年間に延びました。ファッキン○税庁のクソヤロウ！

この話には続きがあって、同時に改正された相続時精算課税制度を活用してね、というのが今のお国の意思です。

相続時精算課税制度、60歳以上の父母・祖父母（直系尊属）から18歳以上の子・孫（直系卑属）への贈与において2500万円までは非課税にするよ、超えた分は一律20%課税するよ、この制度を選択して贈与された資産は相続時に“贈与時”の時価（価格）で精算しなおすよ、という課税繰り延べ制度です。

法改正でこれに新たに暦年贈与と同じ年間110万円の基礎控除が創設されました。この基礎控除内の贈与は暦年贈与のような死亡時に何年遡るといような組戻しがありません。ワオ最高だな！

例えば2500万円贈与する年は110万円の基礎控除とあわせて2610万円まで非課税で贈与できます。

表2 暦年贈与と相続時精算課税制度（本文の内容を整理）

	暦年贈与	相続時精算課税制度
非課税で贈与できる額	一年間に一人あたり110万円まで	2500万円まで（超えた分は一律20%課税） + 年間110万円の基礎控除
相続時の扱い	亡くなる直近7年間の贈与分は 相続財産に組み戻す（以前は3年間）	“贈与時”の時価で精算しなおす。 年間110万円の基礎控除内の贈与は組戻しなし

相続時精算課税制度の対象は、60歳以上の父母・祖父母から18歳以上の子・孫への贈与。

日本の現状の一般的な相続像というのは80～90歳代くらいの方が亡くなって相続が発生しても受け取る子どももまた60～70歳代の高齢者という老老相続です。高齢者の資産が高齢者の間でぐるぐるしてるだけというのを国は問題視してまして。資金需要のある若い世代に資産がまわり消費活性化がされるように相続引き締め贈与優遇をしてるんですね。賢い人が多いはずのインターネットでも相続税が度々話題になります。的外れすぎて…みんなもうちょっと新聞読もう？

ということで、この相続時精算課税制度、贈与時の時価で相続時に精算をするので、現時点で評価が低いもしくは将来的に値上がりが見込める資産の贈与に適しています。そう、株式ですね！株クラには是非この制度を知っておいてもらいたいです。

問題点は流動性があるものを若い人の名義にしてしまうので、本人が勝手に処分できるようになってしまうことです。こういうのはあんまりインターネットには書いてませんが。全部使っちゃうとあとで税

金払えなくなっちゃう…。贈与するまでに投資教育しっかりとるか、ここでもやはり売買が面倒だったり担当がつく対面金融機関を選択するという方法が考えられますね。

2. 保険を活用する

みなし相続財産というものがあり、代表的なものは契約者と被保険者が同一の契約から発生する死亡保険金や、死亡退職金です。このみなし相続財産には非課税枠があり、死亡保険金と死亡退職金それぞれについて500万円×法定相続人の人数が非課税になります。

よくある勘違いですが、法定相続人それぞれに500万円の非課税受け取り枠があるのではなく、あくまで被相続人の死亡時に発生する死亡保険金（死亡退職金）全体におよぶ非課税枠なので、非課税枠の範囲内なら相続人の間で誰がいくら受け取っても問題ありません。なお、この非課税枠が使えるのは相続人が受け取った分だけで、相続放棄した人や相続人でない人が受け取った分には使えません。

みなし相続財産としての死亡保険金はいわゆる土地や預貯金等の全体の相続財産とは別枠の受取人固有の財産となります。これは非課税枠を超えた金額でも同じです。法定相続割合には算入されません。これを活用することで面倒な遺言を使わなくても残したい人には多く配分されるようにすることができます。

例えば喪主を務める長男に多く残したり、分割できない自宅や経営者だったら会社＝自社株を継ぐ長男に他の兄弟への代償分割用に多く残したり。遺産分割協議をしなくても現金として受け取れるので相続税の支払い用の現金としても使うことができます。

昨今問題になっている都心の土地を持つ親なんかは、予め土地を継ぐ子どもを決めておいて、その子を受取人として予想納税額と他の子もいるなら代償分割の分を計算して死亡保険に加入しておけばいいのです。

はたまた、法定相続人ではない人を指定してお金を遺すことにもつかえます。配偶者と一親等の血族（子・親）以外が受け取ると相続税が2割加算になる（法定相続人である兄弟姉妹も対象）というペナルティがあり、法定相続人でない人は非課税枠も使えませんが、子のいない私なんかは将来的に世話になるかもしれない甥や姪の名前を指定しておくという方法ができます。一般に一番よくあるケースは家に入ってくれた嫁を指定するケースですかね。この場合は普通養子縁組してしまうのがベターです。

保険発祥の国であるイギリスではラストラブレターなんて言うそうですよ。みなし相続財産の死亡保険金は受取人固有の財産で遺産分割協議の対象外ですから、相続放棄しても受け取れます（ただし非課税枠は使えません）。被相続人の想いを残す方法として活用方法は様々ですね。贈与と違って本人の契約なら自分にいつでも処分する権利を残しながら相続対策ができるわけです。とても便利な制度ですね。

3. その他

国が定めた贈与制度を活用する

教育資金贈与は2026年3月末で終了、結婚子育て資金贈与も2027年3月末で終了。残る贈与制度は住宅資金贈与くらいでしょうか。配偶者に住宅2000万円分贈与できるのもありますが、自宅だったら小規模宅地の特例使えますしね…

不動産を活用する

不動産はいろいろと節税方法がありますね。最近はいろいろと塞がれてきているようですが、自宅にも使える小規模宅地等の評価減の特例が一番メジャーでしょうか。このへんは私の専門外なのと、まだ本人も自宅購入しておらず本物のしょしんしゃなので割愛します。

養子を取る

子どもの配偶者を普通養子にするパターンが一般的でしょうか。普通養子の人数に法律上の上限はありませんが、相続税の計算で法定相続人に数えられる養子は、実子がいれば1人、いなければ2人までです。今は嫡出子と非嫡出子での違いはありません。

仏具を買う

一昔前に純金製のおりんなどを買うのが局地的に流行ったりしてたというのもあったようです。あまりに常識とかけ離れた超高級仏具は課税されるとか見たことはありますが。予め仏具を買ったり、墓を用意しておいたり、葬祭場の互助会に加入しておくというのも方法の一つですね。ただし互助会は、生前に払った掛金を葬式費用として差し引けないので、仏具や墓のような節税効果は期待しにくく、家族の負担を減らす準備という位置づけです。

最後に

今の私のスキルが及ぶ範囲内で書いてみました。なお本筋ではないなと思ったので名義預金などについては書いていません。きちんと対策をするときは家族と相談し、個別具体的な課税関係についてはしかるべき専門家に相談しましょう。家族に迷惑かけないように死のうな！